



情報通

2013. December 12月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

税理士情報フォーラム2013開催

開催日：12月9日(月) 場所：東京税理士会館

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL03-3356-4480(事務局業務課)

- 当日は下記スケジュールで開催いたしますので、是非ご参加下さい。税理士以外の職員の方も参加できます。
- 「研修カード」を持参し、1階受付でご呈示下さい。
- 来場者に参加賞(なくなり次第配付終了とさせていただきます)をご用意し、抽選による景品(抽選は税理士の方のみ対象となります)もご用意しておりますので、奮ってご参加下さい。
- スケジュール時間については進行等により若干変更する場合がありますのでご了承下さい。

税理士情報フォーラム2013イベントスケジュール

時間	場所	地下1階		4階
		2階(メイン会場)	101・102会議室	103会議室
10:00~	開会式・フォーラム説明など			
10:30~12:00	基調講演 「社会保障・税番号制度について」			
12:00~13:00	休憩			
時間	場所	地下1階		4階
		2階(メイン会場)	101・102会議室	103会議室
13:00~	午後の部開会・イベント説明など	ミニセミナー(自由参加※時間までに来場して下さい)		
13:15~14:10	特別講演 「マイナンバー法の概要と海外先進事例から学ぶその可能性」	13:25~14:10 ミニセミナーA	13:25~14:10 ミニセミナーB	13:00~15:00 IT何でも相談室
14:10~15:15	休憩(若干時間変更の場合あり)	14:15~15:00 ミニセミナーB	14:15~15:00 ミニセミナーA	
15:15~16:35	情シス劇場 「12年後のイーダ君~マイナンバー制度と未来の税理士事務所像~」			
16:40~17:00	閉会式・景品抽選会			

◆◆ミニセミナー講座案内◆◆

A…「Google Excel Docuworksを使った相続税土地評価資料作成の仕方~現地に行かなくてもこれだけ出来る! 想定整形地も楽々作成~」

B…「税理士が知っておきたいオープンソース」
 【①WindowsXP、Office2003サポート終了、②オープンソース(無償で使える表計算ソフト、ワープロソフト等)、③オープンソースとフリーウェア(知っておきたい基礎知識)】

税理士が日税連ICカードを取得すべき理由とは？

情報システム委員会委員 高橋邦夫

『なぜ日税連ICカードを取得しなければならないのか？住基カードでも電子申告できるではないか！』
 こういう意見を時々聞きます。

(1) 税理士法第33条の要請

税理士法第33条第1項の前段では、「税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない」と定められています。また同条第3項には、税理士等は、前2項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならないとあります。

署名押印義務の規定は、本来紙による申告書や税務書類を前提に定められたものですが、電子申告の場合では、この署名押印を実現する手段が電子証明書による署名です。そのために日税連では税理士だけが取得できる電子証明書として日税連ICカードを発行しています。

(2) 住基カードがふさわしくない理由

ところで、税理士が代理送信する際には、住基カードで電子署名をして送信することも可能です。現在、住基カードを電子証明書として利用されている税理士の方も少なからずいることでしょう。しかし、住基カードは税理士であることを証明するデータは格納されていません。ここで問題となるのが税理士法第33条第3項でいう、税理士である旨を付記しなければならないという部分です。

税理士であることを証明することができるのは、強制入会制度のもと税理士登録事務手続を行っている日税連のみです。そして、日税連に備える税理士名簿に登録された者に対してだけ発行する日税連ICカードの所有者は税理士以外にはいないため、結果的に「所有者＝税理士」であることを証明することが可能とな



っています。つまり、日税連ICカードで電子署名するからこそ、「税理士である旨を付記」したことになるのです。

(3) 電子申告は日税連ICカードで

「税理士である旨を付記する」義務は罰則のある規定ではありません。また、税理士法第33条第4項にある通り署名押印の有無は申告書や税務書類の効力に影響は及ぼしません。電子申告の仕組みとしては、確かに住基カードでの電子署名を付して代理送信することは可能ですし、その場合でも申告は有効なものとして受け付けられます。しかし、それでは税理士法が要請する「税理士である旨を付記する」義務は果たせないのです。

冒頭の質問に対して私が回答するのであれば、「住基カードでも電子申告はできるけれども、税理士である以上税理士法を遵守するためには日税連ICカードを取得し、それで電子署名しなければならない」ということになります。

電子申告推進委員活動報告

ベンダーとの連携で一層の利用率向上を目指そう！

東京税理士会神田支部 電子申告推進委員 居山範男

1. はじめに

随分と使い勝手が良くなり利用者も年々増加している電子申告だが、利用開始までの手続きが未だに複雑であることから、更なる利用率向上にはある程度の時間を要するのではないかと思う。100%の利用率設定には無理があると思われるので、ある程度の目標が必要ではないだろうか。未利用会員においては税理士の社会的使命云々ではなく、事務所運営にはかなりのメリットがあることは間違いない。平成16年2月、名古屋国税局管内から始まった電子申告開始当初のメリット・デメリット論議には今や懐かしさすらある。是非利用をお奨めしたい。

2. 第1ブロックの現況

都心部の利用が進まないと批判されがちな第1ブロック（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布）だが、手元にある平成25年6月現在の支部別ICカード取得率を見ると東京会平均は60.79%となっており、その中で第1ブロックは53.31%（大規模税理士法人が多いという特殊事情を考慮して麹町を除くと60.57%、麹町さんすみマセン。）となり、以前ほど見劣りするものではないし、東京国税局で把握（平成25年4月現在）している5手続（所得税・法人税・消費税（個人）・消費税（法人）・法定調書）の利用率においても東京会平均47.7%で第1ブロック44.65%となっている。とはいえまだまだ伸び代のある第1ブロックにあっては他のブロックの取り組みなどを参考にしながら、今後も利用率向上に貢献して行きたいと思う。しかしながら、東京税理士会として各ベンダーに対して、自社のソフトを利用する会員への全面的なサポート協力を依頼して、ベンダーを巻き込んで行く方が早い様な気がするのだが…。

3. 神田支部の取り組み

神田支部の電子申告推進委員として2期目に入ったが、1期目の2

年間ではICカードの取得更新研修を始め、各ベンダーによる実務研修、電子申告後のペーパーレス化研修、神田税務署の研修室とPCをお借りして研修も行った。特にICカードの取得更新においては、どの支部も同じ状況であったであろうが随分と時間を割いた。それが功を奏したか否かは別としても、神田支部ではICカードの取得状況や利用率が向上していることから見ても、それなりの成果が得られたのではと感じている。2期目の2年間においても引き続きICカード取得研修、ペーパーレス化研修などを行うとともに、利用率向上に重点を置き法定調書、確定申告、法人税申告とテーマを絞り、ベンダー別の申告書等の作成から電子申告までの研修を企画している。

また、平成25年5月に東京税理士会と東京国税局との間で合意された、支部と税務署が連携して利用勧奨をする取り組みについては、神田税務署との間で全面的に協力していくことの確認をしておき、電子申告推進委員会を中心にサポート体制を整えているが、すべての依頼に対応できる訳ではないため、実際のサポートについてはベンダーとの協働とする予定にしている。現時点では依頼は1件もない状態だが…。

4. おわりに

ありがたいことにこの11月には神田税務署長から「国税電子申告納税システム」において利用率向上に貢献しているとして、神田支部に対して感謝状を戴いた。これは更に頑張ってもらいたいとの期待もあるのだろうが、ますます身の引き締まる思いだ。今後も菅原支部長以下、電子申告推進委員会を中心に支部一丸となって電子申告の利用向上に力を入れていく予定だ。最後に電子申告の利用を考えているが一歩踏み出せないでいる会員諸氏に一言。必要に迫られる前に環境だけでも整えられたら如何だろうか。やるなら「今でしょ！」(既に死語か?)